

令和6年第5回（臨時）高砂市教育委員会 会議録

令和6年3月25日午後7時00分高砂市教育委員会を高砂市役所南庁舎2階会議室1において開会

出席者

教育長	玉野 有彦
委員	吉田 美香
委員	山名 克典
委員	神尾 信作
委員	吉屋 章

出席事務局職員

教育部長	木田 匠	教育推進室長	福本 典子
学校教育室長	矢野 仁之	教育総務課主幹	石原 里美

本日の会議に付した事件

議案

- 1 高砂市教育委員会の学校その他の教育機関の長に対する事務委任規程及び高砂市教育委員会の組織における職位の基準に関する規程の一部を改正する規程を定めることについて
- 2 高砂市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を定めることについて
- 3 高砂市教育委員会公印規則及び高砂市立学校以外の教育機関の事務分掌規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を定めることについて
- 4 高砂市立公民館管理運営規則を廃止する規則を定めることについて
- 5 教育委員会の権限に属する事務の事務従事の廃止について（協議）について
- 6 市長の権限に属する事務の事務従事の廃止について（回答）について
- 7 高砂市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則を定めることについて
- 8 高砂市教育センター条例施行規則及び高砂市立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則を定めることについて
- 9 職員人事について【非公開】
- 10 教育財産の用途の廃止について
- 11 教育財産の取得について

協議事項

- 1 高砂市教育振興基本計画策定検討委員会設置要綱について

報告事項

1 児童・生徒数の推移について

○教育長 議案10、11 協議事項 1、報告事項 1 を先にさせていただきます。

議 事 議案 10 教育財産の用途の廃止について

○教育長 議案10について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 所管換えを表す図面となっております。このたび、曾根小学校に接する曾根地域交流センターや曾根備蓄倉庫、そして、その間を通る道路が整備されています。高砂市曾根地域交流センター、西部子育て支援センターと、その間に道路がありまして、西側に曾根備蓄倉庫がございます。その南側に曾根小学校の敷地がございます。このたび、この曾根地域交流センターや曾根備蓄倉庫、その間の道路を整備する際に調査をしましたら、登記内容が実際と合わない土地があることが分かりました。

所有権・所有換えという小さな表がございますが、④から⑥の土地になります。曾根小学校の敷地があつて、北側に④番がございます。東側に⑤番、ちょっと下に⑥番がございます。この④番と⑤番と⑥番の敷地がこのたび用途廃止を行うものです。④番は、現状、水路です。一部暗渠になっています。⑤番と⑥番はもう既に道路の一部となっています。ですが、曾根小学校用地という状況でして、教育財産のままでありましたので、教育財産としての用途を廃止しまして、道路用地及び水路用地として所管換えをしたいと考えております。

16 ページの④から⑥の土地は、曾根御茶屋 2301－2 のうち、97.7 平米、27.52 平米、5.84 平米、この 3 つとなっております。

廃止日は、本日、3 月 25 日に設定しております。

○教育長 事務局より説明が終わりました。御質問、御意見はございますか。
よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○教育長 議案10(1)について、原案どおり可決とします。

○教育長 議案10(2)について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 このたび、公民館がこの年度末で廃止になりまして、4 月 1 日より地域交流センターへ移行するため、今まで教育財産としての用途でしたけれども、地域交流センターになりますので、教育財産としての用途を廃止いたしまして、市民部に移管していくというような流れになってございます。

19 ページと 20 ページに、高砂公民館から、北浜公民館までの用地とか建物の部分になりますので、その分の廃止になります。

廃止日については、今年度末で廃止になります。

○教育長 事務局より説明が終わりました。御質問、御意見はございますか。
よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○教育長 議案10(2)について、原案どおり可決とします。

議 事 議案 11 教育財産の取得について

○教育長 議案11について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 21ページが申出書です。

22 ページが、先ほどと同じ曾根小学校周辺の図面となっております。

今回の取得の申出をする土地につきましては、こちらの 22 ページの⑦番になります。⑦番のこの土地は「曾根小学校」という文字が書いているすぐ右上に斜めに走っている土地なんですけれども、こちらがその土地となっております。こちらは、現況は小学校の用地ですが、以前水路がありまして、その水路の土地として、地目が溝渠となっております。今回も、周辺の整備に伴って調査した結果、実際のもので地目等々が合っていないので、このたび合わせましょうということとで手続をしたいと考えております。今回、底地においても曾根小学校用地とするため、教育財産として取得することを申出したいということで、この議案を上げさせていただいております。

21 ページをお願いいたします。

⑦番の土地は、曾根町御茶屋 2300-12 のうち、75.02 平米の部分です。

取得日は、先ほどと同様の本日、令和 6 年 3 月 25 日にしております。

○教育長 説明が終わりました。御質問、御意見はございませんか。

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○教育長 議案11について、原案どおり可決とします。

議 事 報告事項 1 児童・生徒数の推移について

○教育長 報告事項 1 について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 市内の小学校区の児童数及び中学校区の生徒数の推移を表したものです。令和 6 年度から令和11年度までの推移をお示ししています。令和 6 年度と令和11年度と比較しますと、少子化で、学級数、児童数、児童生徒数ともに減少しております。

学校教育法施行規則第 41 条及び国の手引がございますが、そちらでは、小学校、中学校の適正規模の標準としまして、12 クラスから 18 クラスとされております。令和 6 年度では、小学校では、12 クラスを下回っているのは北浜小学校のみですが、令和 11 年度になりますと、高砂小学校が 12 クラスで、伊保南小学校、中筋小学校、北浜小学校が 12 クラスを下回ると推測されております。

中学校におきましては、令和6年度で、高砂中学校、竜山中学校が12クラスを下回っています。令和11年度も同じ、高砂中学校、竜山中学校が12クラスを下回ると推測されております。

しかし、小中学校いずれも、令和11年度以降も児童生徒数の減少が続くと予測されますので、12クラスを下回る学校は今後増加していくと思われます。

学級数が減りますと、クラス替えができなくなったり、教職員の配置も少なくなることから、児童生徒に様々な影響を与える可能性があります。そのため、今後、児童生徒に最適な教育環境を持続的に提供するためにはどうしていけばよいか、現在検討を進めているところです。

○教育長 報告が終わりました。御質問、御意見はございますか。

○委員 検討していく必要はあると思います。今検討している中で、これは市で考えることではないかもしれないのですが、1学級当たりの35人とか40人とか、それをもっと減らすという、そういうことも含めての検討になっていますか。その辺はどうでしょう。

○委員 人数の上限の数をもう少し減らしていくのが一番だと思いますので、30人学級だとか、35人学級を30人とか、40人学級を35とか、定数を減らすということは考えておられますか。

○事務局 そちらは、検討には入っていないです。

○事務局 今のお話とはちょっと別なのですけれども、今おっしゃられたように、小学校はやはり今35人学級が令和7年度で一応完結するということがあります。中学校のほうにおいても、国、県にも35人学級の早期実現は要望しているところです。さらに、今おっしゃられたように、やはり小学校でも30人とかいう数字のほうが。20人ぐらいになってくるとちょっと少ないかなというのはあるのですけれども、30人ぐらいだったら小学校はまだいいのかなというところがありますし、中学校においてもやはり同様ですので、そこは求めていきたいなというふうには考えております。

○教育長 よろしいですか。

○委員 ぜひそういう方向で考えていただかないと。

○事務局 そうですね。

○委員 働き方改革ということがすごく言われていて、その中でやっぱり児童数生徒数が何人かというのは大きく関わってくるのだと思うのですね。5人生徒数が違うと、児童数が違うと、本当に仕事内容も少し軽くなったりするように思いますので、それを、国とか県が主導ではあると思いますけれども、市のほうでもそれをアピールするとか、市独自のそういう支援をするとか、いろんなことで、実現に向けて頑張っていただきたいなと思います。

○委員 1クラス当たりの人数を減らして、1学年2クラスあるようなクラス替えできる形、それが理想だと思います。お聞きしたいのですが、資料の下のほうに「特

別支援学級含む」と書いていますけど、これは特別支援学級を含まなかった数字はどうなります。

○事務局 こちらの数字は推移としてお出ししてはいます、令和6年度、一応、想定ということで特別支援学級数というのは入れてはいるのですが、令和6年度はこのとおりになってくるんですけれども、令和7年度以降は推計という形で入れさせていただいています。ただ、人数は、新しく入っていく児童数は校区内の住民登録者数から入れていますので、全て特別支援学級も含めた人数で入力をさせていただいています。

○委員 クラス編制に関して、実際数字として、小学校全部の通常学級が何クラスで、支援学級が何クラスか。これが分かれば、考え方がちょっと違ってくると思うのです。特別支援学級を含めて複数のクラスと言うよりも、それは別で、通常学級のクラス編成を考えていけないといけないことかなと思っているから。支援学級の数字を入れて、こういうデータ出すと、ちょっと曖昧な数字のごまかしという形で、その中に入ってしまったって、はっきり出てこないと思う。だから、特別支援学級を外しての通常学級の数はいくつであるか、そうしないと、教育上の問題で学校内に12から18クラスあってほしい、あるいは、1クラス、通常学級が25人ぐらいにしてほしい考えも、30人もあったりするが、そういうのも全部考えにくくなるから、もう少しはっきり数字として出してほしい。各学校によっては支援学級が3クラス、4クラスばらばらであるから、それをどういうふうに考えていったらいいか。現状がつかみにくい数字だなと思います。

○教育長 再開します。報告事項1について、これで了承とします。

議 事 協議事項 1 高砂市教育振興基本計画策定検討委員会設置要綱について

○教育長 協議事項1について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 教育振興基本計画の策定検討委員会の設置要綱について御説明をいたします。
令和6年度に第4期の教育振興基本計画を策定するに当たりまして、計画策定の検討委員会を設置する要綱となっております。

所掌事務としましては、2条に、基本計画の原案に関すること、また、2項に、その他委員会が必要と認める事項を定めております。

3条に、組織の構成について規定をしております。第3期の策定時についても計画策定検討委員会設置を設置しておりました。そのときの構成員とほぼ同じような状況ではありますが、今回、9号に、「学校運営協議会に属する者」を新たに盛り込んでおります。

24ページに委員の名簿をおつけしております。

委員は 12 人以内で組織するとしておりますので、この委員名簿に沿って、推薦者であったり市民公募であったりというところで委員の選出をお願いするものでございます。

この要綱につきましては、令和 6 年 4 月 1 日から施行することとしております。

検討委員会につきましては、令和 6 年度に 3 回ほど開催の予定をしております。

○教育長

事務局より説明が終わりました。御質問、御意見はございますか。

○委員

中学校代表校長、小学校代表校長、市立の幼稚園・こども園代表園長があるけど、今高砂市内においては私立のこども園が、それなりの数があるので、そこは私立のこども園の代表園長が入ってもいいのかなという気がするんですけど。公立のこの方々は分かります。中学校に関しては私学 1 校しかなく、小学校は 1 校もないですが、こども園はあるし、そういうことを考えたときに、商工会議所の方や自治会推薦の方が出てこられることと比較したときに、私立のこども園の代表の方がいてもいいのかなという気はしているんですけど。

○委員

私もそれを今回感じました。結構な人数がいるので、小学校に上がってくる子供たちの割合の中で、私立って結構いることと、やっぱり私立の園のほうにももちろん協力していただかなきゃいけないことがいっぱいありますし、それと、自分事として捉えていただきたいという部分がとても大きくて、そこのところ、いずれ義務教育に入ってくる子供たちを育ててくださっているというお気持ちも持っていただきたいところもありますので、できれば、枠があるのならと思います。

○教育長

再開します。委員のことで御意見をいただきました。市立幼稚園・こども園代表園長というところに私立の園長も参加させることはどうかという御意見をいただきました。また、各種団体から出てきた委員の個人的な意見ではなくて、団体の考え方も集約することができないのかという意見も出ました。できるだけ、時期を考えながら、民間のこども園の意見を吸い上げるように進めていくように検討することをお願いしたいと思います。

続いて、この設置要綱につきましては、意見はございませんが。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○教育長

協議事項 1 について、原案どおり可決とします。

振興基本計画の策定委員会設置要綱につきましては、原案どおりで進めさせていただきます。中身のバージョンアップは考えてまいりたいということを思っています。

議 事 議案 1 高砂市教育委員会の学校その他の教育機関の長に対する事務委任規程及び高砂市教育委員会の組織における職位の基準に関する規程の一部を改正する規程を定めることについて

○教育長 議案 1 について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 まず、改正の趣旨としましては、高砂市立公民館の廃止に伴い、必要な改正を行うものでございます。

2 の新旧対照表をお願いいたします。

(1) 高砂市教育委員会の学校その他の教育機関の長に対する事務委任規程につきましては、第 1 条の「校長及び公民館長」のところを、「公民館長」を削除しまして、「及び校長」に変更するものでございます。

また、2 項の高砂市教育委員会の組織における職位の基準に関する規程としましては、課長相当の職位としまして、4 条の 1 号、「中央公民館兼伊保公民館長」を削除するものでございます。

○教育長 事務局より説明が終わりました。御質問はございませんか。よろしいですか。それでは、御異議なしと認めて、議案 1 について、原案どおり可決とします。

議 事 議案 2 高砂市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を定めることについて

○教育長 議案 2 について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 こちらも、改正の趣旨としましては、高砂市立公民館の話に伴い必要な改正を行うもので、2 番の新旧対照表の第 3 条の教育推進室の生涯学習課のところに、8 号の「生涯学習登録グループの指導及び育成に関すること。」を追加しまして、それ以降、1 つずつ繰り下げるものでございます。

説明は以上でございます。

○教育長 事務局より説明が終わりました。御質問、御意見はございますか。よろしいですか。

異議なしと認めて、議案 2 について、原案どおり可決とします。

議 事 議案 3 高砂市教育委員会公印規則及び高砂市立学校以外の教育機関の事務分掌規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を定めることについて

○教育長 議案 3 について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 こちらも公民館の廃止に伴う必要な改正を行うものでございます。

2 の新旧対照表の高砂市教育委員会公印規則の別表の 12 の項から 15 の項までを削り、16 の項を 12 の項とし、17 の項を 13 の項とする改正でございます。

高砂市立学校以外の教育機関の事務分掌規則につきまして、第 2 条の「公民館」のところの削除を行うものです。

また、第3条の「公民館に館長を、教育センター」という文言のところを、「公民館に館長を」の削除を行うものでございます。

すいません、説明は以上でございます。

○教育長 事務局より説明が終わりました。御質問、御意見はございますか。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○教育長 議案3について、原案どおり可決とします。

議 事 議案 4 高砂市立公民館管理運営規則を廃止する規則を定めることについて

○教育長 議案4について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 こちらは高砂市立公民館管理運営規則につきまして廃止をするもので、令和6年4月1日から施行するものでございます。

○教育長 御意見、御質問はございませんか。よろしいですか。

では、御異議なしと認めて、議案4について、原案どおり可決します。

議 事 議案 5 教育委員会の権限に属する事務の事務従事の廃止について（協議）について

議 事 議案 6 市長の権限に属する事務の事務従事の廃止について（回答）について

○教育長 議案5と議案6について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 9ページから11ページにつきましては、公民館とサービスコーナーが今まで併設をされていた関係で、教育委員会所管の公民館職員と市長部局の市民部所管のサービスコーナーの職員が相互に事務に従事できるように協議を行っていたものでございます。

11ページのほうに、高砂市長から教育委員会への文書としまして、市長の権限に属する事務の事務従事の廃止についてという内容で、「令和6年3月31日限りで廃止することを協議します」という通知をいただいております。

それに伴いまして、10ページの教育委員会から市長に対しまして、回答としまして、「令和6年3月31日限りで廃止することについては、異議ありません」という通知を回答する内容をお示ししております。

9ページになりまして、10ページの回答後、教育委員会から高砂市長に対しまして、事務従事の廃止について、「令和6年3月31日限りで廃止することを協議します」という文書を再度お送りするものでございます。

この協議に対しまして、市長からの回答をまたいただく予定となっているものでございます。

○教育長 事務局より説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。よろしいですか。

御異議なしということで、議案５、６について原案どおり可決とします。

議 事 議案 ７ 高砂市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則を定めることについて

○教育長 議案７について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 教育委員会公告式規則の一部を改正する規則の新旧対照表となっております。改正の趣旨としましては、各市民サービスコーナー及び市民コーナーを集約して、新たにアスパ高砂３階に市民サービスコーナーを設置することに伴い、必要な改正を行うものです。

２の新旧対照表の第２条の第３項の文言としまして、「各市民サービスコーナー及び各市民コーナー」の部分削除するものでございます。

○教育長 事務局より説明が終わりました。御質問、御意見はございますか。よろしいですか。よろしいですか。

御異議なしということで、議案７について、原案どおり可決とします。

議 事 議案 ８ 高砂市教育センター条例施行規則及び高砂市立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則を定めることについて

○教育長 議案８について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 改正の趣旨としましては、高砂市立荒井保育園が、幼保連携型認定こども園、高砂市立荒井こども園に移行することに伴い、必要な改正を行うものです。

２の新旧対照表をお願いいたします。

こちらの第８条の「保育所等」としておりましたところを、「認定こども園等」に改正するものです。これは、保育所という市内の市立の保育所がなくなること

で文言の改正をするものです。

また、（２）の高砂市立学校施設使用条例につきましても、第５条の２号のところを「保育所等」としておりましたところを、「認定こども園等」と改めるものでございます。

○教育長 議案８につきまして、説明が終わりました。御質問、御意見はございませんか。

御異議なしと認め、議案８について、原案どおり可決とします。

議 事 議案 ９ 職員人事について【非公開】

○教育長 議案 9 につきましては、地教行法第14条の 7 項により、出席者の 3 分の 2 以上の多数決でしたときは公開しないことができるとなっております。本案は人事に関することを審議いたしますので、適正に審議を行うために、公開しないことについて、賛成の委員の挙手を求めます。賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○教育長 委員の皆さんの同意を得ましたので、議案 9 については非公開とさせていただきます。

令和 6 年 3 月 2 5 日 午後 8 時 0 7 分 教育長会議の閉会を宣告
